

令和5年度 伊勢原市清掃美化審議会 会議録

〔事務局〕 経済環境部清掃リサイクル課

〔開催日時〕 令和5年10月23日（月）午後2時～午後3時35分

〔開催場所〕 市役所3階 3A会議室

〔出席した委員〕 11名

勝 田 悟
清 水 孝 一
武 蔵 郁 夫
井 上 節 子
市 川 幸 夫
笠 原 浩
二 宮 真 一
安 藤 十 藏
小 澤 久 夫
今 井 重 道
櫻 井 志 保

〔事務局〕

大 町 徹 (経済環境部長)
曲 本 浩 一 (清掃リサイクル課長)
上 野 淳 平 (清掃リサイクル課収集業務係長)
横 山 亜紀子 (清掃リサイクル課資源循環係長)
田 中 和 義 (清掃リサイクル課収集業務係主査)
秋 山 広 樹 (清掃リサイクル課資源循環係主事)

〔公開可否〕 公開

〔傍聴者数〕 0名

〔経 過〕 次のとおり

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員紹介
- 5 会長及び副会長の選出

○事務局より、過半数の出席により、審議会が成立する旨を報告。また、本審議会が公開審議であること、個人情報取り扱いについて説明した後、審議会配付資料の確認をする。

伊勢原市長より伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例について当審議会へ諮問を受けていることを説明した。

6 議事

【会 長】議事（1）伊勢原市清掃美化審議会の概要について事務局の説明を求める。

【事務局】資料に沿って、近年の主な審議内容や今期の審議内容、スケジュールを説明した。

【会 長】議題（2）環境衛生事業の概要について事務局の説明を求める。

【事務局】資料に沿い、ごみ排出量の現状や推移、資源物の収集実績などについて説明した。

【会 長】（1）伊勢原市清掃美化審議会の概要について及び（2）環境衛生事業の概要について、質問や意見を求める。

【会 長】草木類の資源化量について、今年の夏は、天気が良かったが、草木類の排出量は増えたのか。

【事務局】今年の夏の草木類について、8月の前年度比は、マイナス14トン、9月の前年度比は、マイナス1トンと資源化量が減少した。減少の要因として、酷暑であったため、暑すぎて屋外で作業ができず、資源化量の減少につながったと考えられる。

【会 長】草木類はバイオマスでエネルギーとなるため、引き続き資源化に取り組んでいただきたい。

【委 員】新聞、雑誌、段ボールなどの紙は同じ紙問屋に渡しているのか。排出する際に段ボールと厚紙を束ねて排出することもあるが、適切な排出方法はどのような方法か。

【事務局】同じ紙問屋に渡しているが、紙でも種類により、リサイクル行程が違うので分別していただきたい。

【委 員】布団のリサイクルが始まっているが具体的にどのようにリサイクルされているのか。

【事務局】過去は、中の綿を取り出して原材料の繊維として軍手等にリサイクルするなどが主流だったが、近年は、状態の良いものは、そのまま海外に布団として輸出している。

【会 長】布団のリユースされていることは、良い取組である。

【委 員】新聞は、排出されているのか。

【事務局】新聞の排出量は、年々減少している。

【会 長】オンライン化が進み、紙の量が減り、パルプメーカーが困っているという話もある。その影響が新聞の回収量の減少につながっていると思われる。

【会 長】事業者の可燃ごみ排出量が減っているがその要因について、どのようなことが考えられるのか。

【事務局】事業系一般廃棄物に関しては、展開検査を実施している。収集したごみを焼却前に検査し、資源化できるものが入っていないか等の確認作業を行い、ごみ減量化、資源化について、事業者に指導しているので、地道な活動が繋がっているのではないかと。

【会 長】(3)伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例の改正について3件あるので、1件ごとに、説明、質問とする。
持ち去り行為の禁止規定の新設について事務局の説明を求める。

【事務局】持ち去り行為の禁止規定の新設の内容について説明する。

一般廃棄物は、市町村が一般廃棄物処理計画に従って収集、運搬、及び処分を行う責務があると廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第6条の2で規定されており、本市においても伊勢原市ごみ処理基本計画に基づき、家庭から出る一般廃棄物の収集、運搬、及び処分を行っている。昨今、不燃物や資源物としてごみ集積所に出される金属ごみ等の持ち去り行為が増加している一方で、伊勢原市ごみ処理等の適正化及びポイ捨て等の防止に関する条例にはその行為を抑制する規定が無いことから、対策に苦慮している状況にある。本市に隣接する秦野市、平塚市、厚木市をはじめ、県内自治体では持ち去り行為を抑制する規定を持つ自治体(市)が19市中16市あり、本市においても持ち去り行為の抑制と、ごみの適正処理を推進するため、条例に規定を設けることを検討している。

規定新設の理由としては、持ち去り行為への対策として、過去に通報があった地域のパトロールを職員で定期的実施しているもののパトロール中に持ち去り行為者を発見しても罰則等が条例に規定されていないことや、集積所に出されているごみの所有権に明確な定義が無いため、口頭注意以上の対応をとることが出来ないため。過去に接触した持ち去り行為者の中には、本市条例に持ち去り行為を抑制する規定が無いことを理解して行為に及んでいる者もいたため、罰則を含めた規定を設ける必要があると考える。既に規定を設けている近隣自治体の例を参考にすると、「市または市長が指定する者以外の者がごみ集積所から一般廃棄物を持ち去る行為」を持ち去り行為と定義し、それを禁止する規定を設けることが必要であり、禁止行為をした者に対する罰則についても、近隣自治体と同様に「20万円以下の罰金」とすることが妥当であると考えます。

【会 長】持ち去り行為の禁止規定の新設について質問や意見を求める。

【委 員】持ち去り行為は禁止なのか。排出者としては、ごみ集積所から誰が持って行ったとしても、ごみが無くなれば良いとはならないのか、市も処理するごみが減るのは良いことではないか。

【事務局】実際に持ち去り行為があった現場では、集積所を散らかしながら物色し、めぼしい物のみ持ち去る状況がある。また、他市では、持ち去った廃棄物の中から不要な物を別の場所に不法に投棄する事例などがある。そのため、持ち去り行為を禁止する必要がある。

【事務局】特に、有価物となるような廃棄物を狙い持ち去っており、資源回収事業者や秦野市伊勢原市環境衛生組合にて売却し収入となりうるものが持ち去られている。

【委員】罰金は、市の帰属となると思うが、有価物の売却益は、帰属はどこになるのか。

【事務局】缶などの資源物に関しては、資源回収事業者が、その売却益で資源の収集を行っており、その不足分を市が補助している。

【会長】法律では、まだ規定されていないが、基本的には裁判例によると集積所に出された廃棄物は市に所有権がある。裁判例からは窃盗とされている。

【委員】ごみ集積所に出されたものは、市のものになるのか。

【事務局】環境省などの通知等を確認すると、ごみとして捨てた方は集積所に出した時点で所有権を放棄したと考えられるが、その時点で市（回収者）の所有にはならず、無主物とされる考え方がある。そのため、回収される前に持ち去れたものを窃盗として訴えるのが難しいとされている。

【会長】ごみ集積所にある時点では、廃棄物なのか資源物なのか判断が難しく、廃掃法の対象となるのか、一つひとつの事例ごとに精査する必要が生じる。環境衛生事業の概要では、缶類のみの統計となっているが、鉄など他の金属も分けているのか。

【事務局】缶類は資源回収事業者にてアルミとスチールに分けてリサイクルする工程がある。伊勢原市の場合、不燃物の日に金属製のごみを出してもらっており、陶器など他の不燃性のごみとまとめて回収された後に伊勢原清掃工場にて選別され、鉄くずなどの有価物は売却しているため、伊勢原市の環境衛生事業の概要にその数字の落とし込みまでできていない。

【会長】持ち去り行為を行う人は、有価物となりそうな物を嗅ぎ分けて、持ち去っている。今後、懸念されるのがペットボトルの持ち去り行為。昨年の末あたりから、大手飲料メーカーが石油由来のバージン樹脂からペットボトルを作らない、使用済みのペットボトルからペットボトルにリサイクルする方向であると発表してから、ペットボトルの取り合いになっている。その影響は、市に出ているのか。

【事務局】影響としては、ペットボトルの1kgあたりの売却単価が昨年度は、一時期跳ね上がった。今年度になり単価は落ち着いた。持ち去り行為については、収集量は、年々増加しているため今のところ被害は無いと考えている。ペットボトルは、空洞もあり、空気を運ぶようなものなので、持ち去り行為をする人にとっては、現時点では、割に合わないのではないか。

【会長】飲料水メーカーもまだ、完全にリサイクル品のみでペットボトルを作るとする時期に至っていないが、いずれ持ち去りもあるのでは。対象物が不燃物だけでなく、他の物も加わる可能性もある、変更できるような条文がいいのでは。

【委員】一般のごみに関しても、人によっては、価値のあるごみもある、例えば個人情報も価値があると思う。そのようなごみも対象となるのか。また、条例が新設された後、市民が持ち去り行為を発見した場合、警察を呼んで対処していただけるのか。

【事務局】先のペットボトルの事例でのご意見もあったように、幅広く対応できるようにする予定である。一般廃棄物処理基本計画に基づいて集積所に排出されている一般廃棄物という表現を用い、集積所に出すことを指定されている品目については、可燃の生ごみから不燃物、資源物であろうと対象とする予定である。次に持ち去り行為を発見した場合の対応だが、現時点では、市から禁止命令等の警告を持ち去り行為者に行い、従わなかった場合に市が警察に通報することを想定している。市民が警察に通報することについては、近隣市の状況によると、市民が通報し、後から市が知るという事例もあるとのことで、警察には対応していただけると考えている。

【委員】持ち去り行為を見つけた場合、交通違反のように違反切符を切るのか。

【事務局】市が、警察と同行している訳ではないので、市で免許証などから持ち去り行為者の情報を得た後に警察へ連絡することとなる。

【委員】罰金刑があっても、実際には注意喚起という意味合いが強く、実行されないこともあるのか。他市の状況はどうか。

【事務局】他市の状況は、注意喚起の色合いが強い。罰則があることで、抑止力になっている。自治体によっては、警察OBがパトロールをするなどの取組を行っているが、実際に罰金にまで至っているケースは少ない。

【委員】規定が新設された場合は、集積所にその旨を掲げることはできるか。

【事務局】広報やHPでの周知や、常習的に被害のある集積所については看板を掲げるなどして抑止効果を高めたい。全ての集積所への設置は難しいので、衛生委員と連携しながら、取り組んでいきたい。

【会長】法律や条例は、国民が知っていなければならないとされているものの、実際の現場に看板などなければ、抑止力にはならないので、取り組んでいただきたい。

【会長】この条例は、両罰規制となるのか。

【事務局】両罰とする。持ち去り行為者のみならず、それを指示した会社があれば、その会社も罰する事となる。

【会長】違反する人は情報公開をするのか、会社名が公開されるとダメージが大きく、抑止力にならないか。

【事務局】現時点では、情報公開は考えていない。

【会 長】情報公開するほうが、抑止効果が高いため検討していただきたい。

【会 長】愛玩動物死体処理手数料の見直しについて事務局の説明を求める。

【事務局】愛玩動物死体処理手数料の見直しについて説明する。

愛玩動物の死体処理手数料は、平成27年度に1体あたり5,400円に見直して以降、据え置ける。近年、燃料費等の高騰により、委託事業者の処理原価が上昇しており、受益者負担の適正化の観点から処理手数料を実際の処理費用に見合った処理手数料へに見直したいと考えている。

受益者が相当の負担をすべきと平成27年10月に市民の負担率100%としたが、消費税の増税や燃料費等の高騰などで委託単価が値上がりしており、市民の負担額と市が委託している料金との乖離が生じている。そのため、受益者負担の適正化の観点から処理手数料を1体あたり6,380円に見直しを行う予定である。なお、同じ委託事業者に処理を委託している秦野市も同額へ改正する予定である。

【会 長】愛玩動物死体処理手数料の見直しについて質問や意見を求める。

【委 員】愛玩動物の件数はどのくらいか。

【事務局】昨年度は、106件あった。

【委 員】市民の手数料と市の委託料の差額が、市の持ち出しという事で、さらに事務費等もかかっていると思う。

【委 員】個人が飼っているペットに関して、市が介在する必要があるのか。飼っている人が直接、霊園などに持ち込めば、そのまま受益者負担となり、市が介在する必要はないのではないか。

【事務局】動物の死体は、廃掃法上では廃棄物という取扱になるため、市もその処理に関して責任を負わなければならない。一方で、ご自身で動物霊園にて供養される方もいる。ただし、伊勢原市で行う合同葬とは異なり、値段的に高い。今回の改定額は、合同葬の場合の値段である。

【委 員】道路で引かれた動物は、ペットとして処理しているのか。

【事務局】この条例に記載されているのは、愛玩動物、ペットを合同葬で供養し処理する場合であり、道路上などで亡くなっている動物とは、別の扱いである。

【委 員】このような委託料の単価について、今後、燃料費、人件費が年々増加することが見込まれるが、その都度、審議会に諮る必要があるのか。

【事務局】処理手数料については、条例で定めなければならないものであるが、手数料の単価のみ改定が必要な場合は、審議会に諮る必要はない。しかし、今回は手数料だけではな

いことや3つの改正があるため、審議会で諮ることとした。いずれにしても条例改正は必要となる。

【委員】 審議会などを通すことで、市の持ち出し期間が長くなることを懸念し、確認させてもらった。

【会長】 原油価格が下がるなど、処理原価が下がる可能性もある。適宜、手数料の改定が必要になるため、手数料に関しては、スムーズに行っていただきたい。

【会長】 し尿、動物死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除について事務局の説明を求める。

【事務局】 し尿、動物死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除について説明する。

し尿、動物の死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物とは、事業系一般廃棄物、事業活動に伴って発生する可燃ごみを示している。排出量が常時1日平均10キログラム以上又は一時的に100キログラム以上のものを市が収集、運搬及び処分する場合に、1キログラムにつき42円の手数料を市が徴収する規定となっている。なお、42円とは秦野市伊勢原市環境衛生組合のごみ処理手数料に市の収集運搬経費を加えた額としている。

事業系一般廃棄物の排出方法としては、事業者が直接ごみ処理施設に搬入する方法や一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集を依頼する方法もある。

規定の削除について、二市組合において、令和7年度からごみ処理手数料を改定する予定があることから、手数料の改定の必要が生じたが、平成30年度を最後に本市では、収集、運搬及び処分に係る業務を行っておらず、条例で定める必要が無いため、今回の改正で削除することとした。また、事業系一般廃棄物に関しては、排出者である事業者に処理責任があるため、やむを得ない場合を除き、自らの責任で適切に収集運搬を含む、処理を行っていただくものであることから、今後も市が当該手数料に係る業務を行うことはない。

【会長】 し尿、動物死体及び粗大ごみ以外の一般廃棄物の処理手数料の削除について質問や意見などを求める。

【会長】 事業者のごみは、本来事業者が処理するものである。市に頼んだ方が安いとかそういうことでない。真面目に処理している事業者が、損をするようなことはあってはならない。規定をなくすと言うことは、市が収集しないという解釈で良いか。

【事務局】 やむを得ない場合を除き、市は収集しない。

【会長】 ごみに関して、神奈川県は有料化が進んでいないが、他県では有料化が進んでいる。廃掃法から見ても事業者のごみを市が収集しないのは妥当である。手数料の規定があるということは、市が収集するということで、事業者間の不公平さが出てしまう。

【委員】 事業系ごみを、家庭のごみとして出されているケースがあると感じているが、それは

申告制なのか。

【事務局】現時点では、やむを得ない場合、例えば事務所と自宅が併用で事業系ごみと家庭ごみが分けられないというような場合、事業者から年に一度、届出を受け、市が収集している。ごみ集積所に明らかに事業系の可燃ごみが捨てられている場合は、地域の住民の方や可燃の委託事業者から報告を受け、パトロールし、排出者が判明すれば、適正排出の指導を行っている。

【委員】環境衛生事業の概要に記載されている、事業系ごみとは何を示しているのか。

【事務局】事業者が、はだのクリーンセンターへ直接持ち込んだごみと一般廃棄物収集運搬業許可業者が事業者から委託を受け収集運搬したごみの合計値であり、ごみ集積所に出されている事業系の可燃ごみは入っていない。

【会長】企業では、ごみイコールコストという認識が進んでいる。それを、無料でやってもらう、安価に市にやってもらうということで、事業者間の不公平を生んではいけない。今後、少しずつごみは無料という認識が是正されていくのではないか。ドイツでは、産業廃棄物、一般廃棄物の区別はない。日本は、清掃法から始まった流れもあり、認識を修正している最中である。不公平を少しずつ無くす取組みを行っていただきたい。

【会長】その他の質問や意見を求める。

【委員】いろいろな物が値上がりしているが、粗大ごみの処理手数料も上がるのか。

【事務局】今のところは、考えていない。

【委員】平塚市は、戸別収集をしている地域があるが、伊勢原市は戸別収集を行っているのか。

【事務局】今のところ検討段階ではない。戸別収集ということでは、高齢者や障がい者宅へ安否確認を含めたふれあい収集をしている。

【会長】(4) その他について事務局から何かあるか。

【事務局】次回の開催予定と審議会の報酬の支払いについて説明。

【会長】委員から何か意見はあるか。
特に意見が無いようなので、これを持って議事を終了させていただく。